

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

遺産相続で依頼した ひどい弁護士をなんとかしたい…

義理の息子についてのご相談です。
10年前、私は、高校時代の同級生だった夫と結婚しました。互いに再婚で、夫には当時中学生の息子がおり、3人で仲良く暮らしていたのですが、息子は徐々に精神に異常を来すようになり、結局大学は中退し、施設にご厄介になるようになりました。私も夫もよく面会に行っていました。私が急になりましたが、2年前、夫が急に亡くなり、相続が発生しました。相続人は私と息子の2人。彼の面倒は私がずっと見ることになりました。いくつかある不動産は私が単独で取得し、預貯金も多めにもらおうと考えていましたが、

遺産分割協議には息子に成年後見人が必要とのこと。司法書士さんの紹介で依頼した弁護士さんは、肝心の遺産分割になると、私の言い分は全く聞いてくれず、調停を起こされ、結局審判になって、遺産はきれいに半分ずつになりました。

それは仕方ないとして、問題は、その弁護士は、精神障害者は怖いから会わないとはつきり言い、息子に一度も面会に行きませ

ん。施設には誰とも会わせないよう言っていて、私の面会も拒まれます。家族は私しかいないのに、どんなにか寂しい思いをしているだろうと気が気ではありません。本当にひどい弁護士を紹介されたものです。
何もしないのに、月5万円の報酬が息子の口座から落ち続けているし、なんとかならないものではないでしょうか。

家裁に後見人の解任を申し立て、 加えて弁護士会に懲戒を申し立ててください。

それは大変な災難でしたね。成年後見人には通常親族がありますが、一定額以上の財産がある場合、家裁は家族以外を選ぶ扱いの上、遺産分割では互いに利益相反になるので、誰かが息子さんの後見人になったのは仕方のないことでした。しかし、よりにもよって、悪い弁護士に当たりましたね。

依頼者と会わずに事件を受任することはできません。成年後見に就くのに、被後見人一度も面会しないなど、ありえないことなのです。弁護士は「良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するよう努める」(弁護士職務基本規程21条)、「委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行う。依頼者が疾病その他の事情のためその意思を十分に表明できないときは、適切な方法を講じて依頼者の意思の確認に努める」(同22条)とあり、明らかに弁護士の職責に反しています。

方法としては、家裁に対し、後見人の解任を申し立てることです。「後見人に不正な行為、著



しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるとき」が要件ですが(民法846条)、自ら会わないこと、唯一の家族の面会を息子さんの意思に反して勝手に禁じていることは、これに当たると思われます。家裁が該当すると認めてくれれば、後見人から外れます。

そうしたら、どうか弁護士会に懲戒を申し立ててください。こうした、いわば省エネ後見をいくつもやって、荒稼ぎをしている弁護士がいるのは残念ながら事実で、もし戒告以上の懲戒

処分が認められれば、他の成年後見も外され、今後取ることができなくなります。

そもそも成年後見は、心身の障害があれば必要というものはなく、例えば、施設入所、不動産売却、銀行取引といった法的行為の際に相手方の必要性次第で決まるものです。そのために成年後見をつけた後、もう要らなくなつても、いつまでも続くのがこの制度の大きな問題のように思います。

息子さんの幸せのためにも、うまくいけばよいですね。